



市 章

大津市公報

平 成 30 年 3 月 29 日
号 外 (第 15 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 12 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1
- 13 大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則…………… 1
- 14 大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則…………… 1

○ 議 会 議 長 告 示

- 2 大津市議会政務活動費交付規程の一部改正…………… 2

規 則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成30年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成29年条例第58号)の施行期日は、平成30年3月30日とする。

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則(平成5年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第2中「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族が」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族(以下「老人扶養親族等」という。)が」に、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」を「老人扶養親族等」に改める。

別表第3中「所得税法に規定する」を削り、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」を「老人扶養親族等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月29日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人障害福祉金支給規則(平成5年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第2中「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族が」を「同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族(以下「老人扶養親族等」という。)が」に、「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」を「老人扶養親族等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

」

」

「

旅 行 雑 費	
宿 泊 料	

を

」

「

宿 泊 料	
-------	--

に改める。

」

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。